

第21章 その他の課題

第1節 誰もが金融サービスを当たり前利用できる状況（金融包摂）

2009年のG20ピッツバーグ・サミットにおいて、途上国における金融アクセス支援を目的とした、G20金融包摂専門家グループの創設が決定。貧困層への金融アクセス支援と、中小企業のための官民連携による新たな資金支援スキームの検討を行うことが表明された。その後、G20金融包摂専門家グループの活動を引き継ぐ形で、2010年のソウル・サミットにおいて金融包摂のためのグローバル・パートナーシップ（GPII：Global Partnership for Financial Inclusion）が発足。2020年にはG20サウジ議長国の下、「デジタル金融包摂を通じた若者・女性・SMEの金融アクセス向上」をテーマに、主要な調査・研究成果や政策的アプローチを取りまとめたハイレベル・ポリシー・ガイドラインを策定した。また、同じく2020年に付託事項（TOR）及び金融包摂のための行動計画（FIAP：Financial Inclusion Action Plan）が改訂され（FIAPは3年毎に改訂）、今後3年間における優先課題としてデジタル金融包摂と中小零細企業金融が掲げられた。

第2節 英国のEU離脱（Brexit）

2020年1月末に英国がEUから離脱し、2020年12月末に移行期間が終了したが、移行期間終了に向け、当庁は、英欧当局と想定される問題等について意見交換を行い、必要な対応を進めた。

具体的な対応の1つとして、中央清算されない店頭デリバティブ取引に係る証拠金規制に関し、本邦規制との同等性を認める他国規制を告示で定めており、欧州経済領域協定（EEA）に規定された国に適用される規則は同告示に含まれていたところ、英国のEU離脱を受け、同国への同等性評価を継続させるため、告示を改正した（2020年12月25日公布、2021年1月1日付で施行）。